

高等学校就学支援金について（通信制）

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。

①受給資格

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安910万円以上の方）

【算定式】

（市町村民税の）課税標準額×6%－（市町村民税の）調整控除額

- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業または終了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（通信制の場合は48月）を超えた方

②支給限度範囲

- ・支給単位数 **74単位**（年間上限30単位）
- ・支給期間 **48月**（4年）

2. 支給額

○1単位あたり6,000円、年間履修登録が30単位の場合

年収目安（※）	算定式	支給額	実質支払額
910万円以上	30万4,200円以上	0円	180,000円
590万円以上 910万円未満		144,360円 (1単位あたり4,812円支給)	35,640円
590万円未満	15万4,500円未満	180,000円	0円

※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。実際の対象とは変わる場合があるのでご注意ください。

当校の場合、授業開始前までに受講料の納付をしていただきます。

支給決定後、学校より指定口座へ還付処理をします。（12月頃）